

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、三木町の土地改良事業（農地耕作条件改善事業（鍋淵地区））の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を三木町農林課において令和3年1月19日から同年2月8日まで縦覧に供する。

令和3年1月12日

香川県知事 浜 田 恵 造